

令和8年度

第1回ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会 議事録

日時 2026年5月26日(火)午前9時30分から午前11時まで

会場 藤沢市役所 本庁舎6階 会議室6-1

出席者

(1)委員=13人

井上会長、戸島副会長、古関委員、佐藤委員、藤岡委員、星野委員
本間委員、矢野委員、田中委員、古田委員、伊藤委員、高橋委員、土澤委員

(2)アドバイザー=1人

田村アドバイザー

(3)事務局=4人

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課
石渡課長、高橋主幹、鈴木課長補佐、清水

(4)傍聴者=1名

内 容

1 協議会等の概要について

(1)ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会及びふじさわジェンダー平等プランについて

(2)ふじさわ女性支援会議及びふじさわ女性支援計画について

2 議題

(1)正副会長の選出について

(2)令和7年度事業実績及び令和8年度事業予定について

(3)ふじさわ女性支援計画の進捗管理について

3 その他

・令和7年度第2回ふじさわ女性支援会議について(報告)

○事務局(高橋) それでは、令和 8 年度第 1 回ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会を開催させていただきます。本日ご欠席者はいらっしゃいませんので、この協議会が成立していることをご報告させていただきます。次に会議の公開・非公開についてお諮りさせていただきます。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議につきましては、市政運営や施策形成における公平性および透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第 30 条の規定により原則公開としております。この協議会におきましても公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) ありがとうございます。ご異議がございませんでしたので、この協議会は公開とさせていただきます。続きまして本日の傍聴人を確認させていただきます。

(傍聴人入室)

○事務局(高橋) 本日、傍聴される方につきましては、会議の円滑な運営にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。また、本日の会議の記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきます。ご発言される際は、職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言くださいますようよろしくお願いいたします。次に資料の確認をさせていただきます。まず、会議の次第、裏面が委員名簿になっているものです。委員名簿につきましては、所属や職名など変更等がないか、ご確認いただきまして何か修正等が必要な場合は会議終了後に事務局の方にお声がけいただきますようよろしくお願いいたします。資料 1、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱、資料 2、「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～」について、資料 3、年間スケジュール、こちらが本日机上で配布させていただいております。資料の修正がございましたので事前にお送りしているものと差し替えをお願いいたします。資料 4、ふじさわ女性支援計画について、資料 5、令和 7 年度事業実績及び令和 8 年度事業予定について、資料 6、ふじさわ女性支援計画進捗管理シート、資料 7、ふじさわ女性支援計画取組一覧(案)、資料 8、ふじさわ女性支援計画課別事業一覧表(案)、資料 9、令和 7 年度第 2 回ふじさわ女性支援会議次第、資料10、事例共有アンケート「1、対応が難しかった事例」に対する回答、資料11、事例共有アンケート「2、情報交換等を希望する事項」に対する回答、資料 12、令和 7 年度第 2 回ふじさわ女性支援会議議事録、以上となりますが、お持ちでない方、過不足等ございます方がいらっしゃいましたら、挙手にてお申し出をお願いいたします。よろしいでしょうか、それでは次第に沿って進めてまいりますが、議題に入る前に、次第 1、協議会等の概要について事務局からご説明を

させていただきます。まず(1)ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会及びふじさわジェンダー平等プランについてでございます。

○事務局(鈴木) それでは資料 1、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱ご覧いただければと思います。今回は 1 期目の委員も多くいらっしゃるので、要綱に沿って、こちらの協議会の内容や目的等を説明できればと思っております。第 1 条、本会議の目的となります。ジェンダー平等・男女共同参画の総合的な推進に資するため、本協議会を設置するものです。第 2 条、審議事項については、(1)ふじさわジェンダー平等プラン推進に関し必要な事項、(2)前号に掲げるもののほか、ジェンダー平等・男女共同参画を推進するために必要な事項、これらのことについて調査審議をすることとなります。第 3 条、協議会の委員の人数は 18 人以内といたします。下の(1)から(6)に該当する者の中から市長が委嘱をいたします。第 4 条、委員の任期は 2 年となっております。ただし、年度の途中等で補欠の委員の任期の場合は前任者の残任の期間を引き継ぐこととなります。また委員については再任することができることとなっております。第 5 条、この後の議題にもございますが、協議会には会長および副会長 1 名を委員の互選で置くこととなっております。第 6 条、協議会は市長の要請に基づき、会長が招集し、半数以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができないこととなっております。第 7 条、会長は議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができるとしており、本協議会ではアドバイザーとして田村様にご出席をいただいております。第 8 条、会長は専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができるとしておりまして、今後、計画の改定などを実施する際にはこちらの内容に基づきまして部会を開催することを予定しております。第 9 条、審議結果の報告になりますが、審議会終了後は、市長に報告をさせていただきまして、当該審議の結果をホームページ等で報告することとなっております。第 10 条、委員の皆様の報酬については藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則に定められておりまして、会長が 1 万 100 円、委員が 9200 円となっております。第 11 条、本協議会の庶務につきましては、ジェンダー平等・男女共同参画に関する事務の所管課でございます人権男女共同平和国際課において総括、処理を行ってまいります。第 12 条、前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとなっております。以上が、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の概要となります。続きまして、資料 2、「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～」について、説明をさせていただきます。1 趣旨、本計画では、SDGs における 17 の目標の 1 つとして、ジェンダー平等の実現が掲げられていることや次世代に向けて多様な生き方や考え方を見認め合う

まちづくりをさらに進め、「男女」に限らず、誰もが生きやすい社会の実現に向けためざすまちの姿を示すものとして、「男女共同参画プラン」という表現から「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢男女共同参画計画～」として策定したものとなっております。2 計画の進捗管理になります。こちらの計画は 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間を目標年次とした計画となっております。年度ごとに PDCA サイクルに基づいた事業の進捗管理を行っております。今年度は 6 年目で計画後期のスタートの年となっております。後ほどこちらも説明させていただきますが、令和 7 年 3 月、ジェンダー平等などを取り巻く社会情勢等を反映いたしました「ふじさわ女性支援計画」を策定したことから、本計画については中間での大幅な見直し等は実施しておりません。指標等の修正に留めております。今後の予定といたしましては、令和 10 年に改定に向けた市民意識調査、令和 12 年に改定作業を予定しております。3 計画の構成になります。こちらの計画につきましては、第 1 章に計画策定の趣旨と背景、第 2 章に計画の基本的な考え方、第 3 章に重点目標と課題・施策の方向性、第 4 章に推進体制と進捗管理、そして資料編という作りになっております。資料をご確認ください。4 全体像、将来像を「共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち「ふじさわ」」としており、3 つの基本理念を定めております。固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する。ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する。困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する。さらに分野ごとに 6 つの重点目標を定めて、全部で約 270 の取組について、それぞれ個別に評価を行っております。詳しい個別の取組と令和 7 年度の実績評価につきましては、第 2 回の協議会にて皆様にご意見等をいただきたいと思いますと考えております。続きまして資料 3 に移っていただきます。本協議会の今後のスケジュールとなっております。本日 5 月 26 日が第 1 回目の協議会となっております。10 月 21 日が第 2 回の協議会となります。第 2 回協議会では、先ほど説明いたしましたジェンダー平等プラン 2030 の令和 7 年度の実績について、進捗管理を実施してまいります。また、令和 8 年 4 月 1 日現在の審議会等の女性登用比率の報告を予定しております。続いて 1 月 21 日が第 3 回目協議会の予定となっております。こちらでは藤沢市の人権政策方針や審議会等女性登用比率アップに向けた市の対応方針を皆様に報告する予定でございます。また、今年度よりふじさわ女性支援計画の取組についても、第 3 回協議会で進捗管理を実施する予定となっております。以上となります。

○事務局(高橋) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問等ございましたら挙手にてお知らせください。オンラインでご参加されている方も何かございましたらお知らせ

ください。よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。次に(2)ふじさわ女性支援会議及びふじさわ女性支援計画についてでございます。こちら事務局からご説明をさせていただきます。

○事務局(鈴木) それでは、ふじさわ女性支援計画について資料 4 をご覧ください。1 趣旨でございます。本市では令和 3 年に、ふじさわジェンダー平等プランを策定して、社会の変化を踏まえながら、ジェンダー平等に係る施策を推進してまいりました。しかしながら、女性が複雑化した課題を抱えやすい状況にあることを踏まえ、女性特有のさまざまな問題に対応し、女性目線に立った適切な支援を図っていくため、令和 6 年 4 月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市の基本計画として、ふじさわ女性支援計画を令和 7 年 3 月に策定しております。策定までの検討経過でございますが、令和 6 年 5 月にこちらの本協議会の中に専門部会を設置して、7 月に女性の暮らしに関する市民意識調査を実施しております。庁内におきましては、DV 対応ネットワーク会議や関係各課に照会等を行っております。令和 6 年 12 月にパブリックコメントを実施し、令和 7 年 3 月にふじさわ女性支援計画を策定しております。ふじさわ女性支援計画は、女性の包括的な支援を推進するため、女性への支援に特化した内容として、ふじさわジェンダー平等プラン 2030 の別冊として位置づけております。計画期間につきましても、ふじさわジェンダー平等プランと一体的に進捗管理を行うことから、令和 7 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 6 年間として、終わりの期間をジェンダー平等プランとあわせております。4 基本理念になりますが、ジェンダー構造から回復が極めて困難な問題に直面しやすい女性が権利の主体として、安心して自立した生活が送れるよう、誰一人取り残さないインクルーシブな支援を通じて、すべての女性のウェルビーイングを実現するとしております。5 計画の構成になります。第 1 章を計画策定の背景と基本的な考え方、第 2 章を計画の方向性、第 3 章を重点目標と課題・取組、第 4 章を関係機関と連携・協働した支援体制の充実としております。下に記載していますのが計画の概要図となっております、重点目標を 3 つ定めております。生活上の困難に対する支援、女性に対する暴力の根絶と被害者支援の充実、生涯にわたる健康づくりと性の理解促進となっております。市民意識調査の中で健康問題が、困りごととして多くの世代の中で上位だったことから、重点目標に健康づくりが入っている点が本市の計画の特徴となっております。これらの重点目標に関連づく各課の取組数は 64 となっております、議題(3)ふじさわ女性支援計画の進捗管理の中で細かく説明させていただければと思います。以上でふじさわ女性支援計画の概要について説明を終わらせていただきます。

○事務局(高橋) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご質問等ございましたら挙手にてお知らせをお願いいたします。オンラインでご出席いただいている方も何かございましたらお知らせください。こちらの議題につきましても特にご質問がございませんでしたので、次第に沿って先に進めさせていただきます。このタイミングでなくても、会議の中で質問等ございましたら、随時ご質問いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。では続きまして議題に入りますが、会長がまだ決まっておりませんので、議題1につきましては、引き続き私の方で代わりに進行を務めさせていただきます。議題1 正副会長の選出についての審議に入ります。ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱第5条によりまして、会長および副会長は委員の互選により決定することとなっております。会長はいかがいたしましょうか。何かございましたら挙手にてお知らせください。

(戸島委員挙手)

○事務局(高橋) 戸島委員、お願いいたします。

○戸島委員 私から推薦をさせていただきたいのが、井上委員です。昨年までこのジェンダー平等プランの推進協議会で副会長を務められており、ふじさわ女性支援会議の委員も務められております。これまでの経過もご存知でいらっしゃると思いますので井上委員に会長をお願いするのが良いのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

(拍手)

○事務局(高橋) 井上委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○井上委員 私であれば、前期までは木村さんという、非常に幅の広い楽しい方が会長で、とても居心地が良くて楽しい委員会だと申し上げたのは、彼女の能力だけではなく、お人柄もあったかなと思っているので、その後というのは少し荷が重いかなと思いますけれども、皆様のお力をお借りして充実した委員会にできるといいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。それでは会長は井上委員にお願いさせていただきます。続きまして副会長につきましてはいかがいたしましょうか。何かございましたら挙手をお願いします。

(井上会長挙手)

○事務局(高橋) 井上会長、お願いいたします。

○井上会長 私から戸島委員を推薦したいと思います。戸島委員は前期から引き続きジェンダー平等推進協議会の委員を務められておりますし、去年はふじさわジェンダー平等・男女共同参画に関する Web 記事のかがやけ地球にインタビュー記事が掲載されて

いるということもありまして、いろいろなことに詳しいし、何より藤沢のことをよくご存知かなと思いますので、適任だと思います。いかがでしょうか。

(拍手)

○事務局(高橋) 戸島委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○戸島委員 微力ながら承知いたしました。記事の方は非常に恥ずかしいのですけれども、良ければ見ていただければと思います。私も知識が追いつかないところもたくさんあって、勉強させていただきながら、生涯勉強だなというのを改めて感じつつ、力を発揮できるところで発揮したいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。では、会長に井上委員、副会長に戸島委員が選出されましたので、お2人には会長席・副会長席にご移動をお願いいたします。それでは、ここからの進行につきましては、要綱第5条第2項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、井上会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上会長 では、早速、議題に入っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。議題に入る前にわからないことや疑問に思ったことは、遠慮しないで質問していただきたいと思っています。答えられないこと等があれば、次回に持ち越せばいいですし、後からメールで回答ということもありますし、皆さんからの問いかけが新しい事業を生むということもたくさんあると思いますので、遠慮しないで活発な委員会にしていいただきたいと思っています。というのは、いろいろな性質を持った協議会、審議会や委員会がたくさんありますけれども、基礎自治体の男女共同参画・ジェンダー平等の委員会は、実際に推進する主体となる方たちが、かなり集まっていると思いますので、その中で気がついたことを共有し合うという場にしたいと思っていますので、本当にご遠慮なく、よろしくお願いいたします。ということで、議題2に入っていきます。令和7年度事業実績及び令和8年度事業予定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(清水) ジェンダー平等・男女共同参画事業の令和7年度事業実績及び令和8年度の事業予定について、資料5に沿って、いくつかピックアップしてご説明させていただきます。まず、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の運営につきまして、令和7年度は協議会を3回開催いたしました。令和8年度につきましても資料5に記載のとおり3回の開催を予定しております。次にふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の運営のうち、2番のジェンダー平等プランの進行管理についてでございますが、昨年度の実績は現在集約中でございますので、委員の皆様には第2回の協議会において協議いただきたいと思っております。続いて、藤沢市DEI推進会議の運営についてです。こちらの会議体は、ジェンダー平等・男女共同参画に関する施策の推進を図

っている庁内会議でございます。多様性や包摂性に加え、公平性の考え方が重要となっていることを踏まえ、令和 7 年度から、会議体の名称を D&I 推進会議から DEI 推進会議に変更しており、各課に 1 名ずつ配置している D&I 推進責任者と D&I 推進委員につきましても、それぞれ DEI 推進責任者と DEI 推進員と名称を変更しております。こちらの令和 7 年度会議は 1 回開催しておりまして、令和 8 年度も 1 回開催をする予定でございます。次に市審議会等の女性登用費比率アップに向けての取組のうち、審議会等の女性登用比率につきましては、令和 7 年度は国の基準で 29.9%、市の基準で 42.6%でございました。過去 5 年間ほとんど比率は変わらない状況でございます。目標の達成に向け、毎年、DEI 推進会議で審議を行った後、市長名で対応方針を庁内発出ししており、審議会などの委員の選任前には、各課が人権男女共同平和国際課に取組内容を報告するよう取組を進めております。令和 8 年度の比率につきましても、現在集計中でございますので、こちら第 2 回の協議会でご報告をさせていただきます。続きまして啓発事業のうち、職員研修につきましては、令和 7 年度は資料に記載の 4 つの研修を実施いたしました。その中で 3 番のジェンダー平等に関わる政策課題研修は階層別研修の 1 つとして、令和 5 年度から開始した研修となっております。令和 7 年度は第 1 回目の研修に日本航空株式会社の入沢朋子様、第 2 回研修には本協議会のアドバイザーをしていただいております田村朋子様をお招きし、企業の DEI の取組を学ぶ研修をワークショップ形式で実施いたしました。その際、田村様には大変お世話になり、ありがとうございました。令和 8 年度につきましても、ワークショップ形式の研修を開催する予定でございまして、現在調整を行っております。次に、男女共同参画週間（藤沢市ジェンダー平等推進週間）事業でございますが、令和 8 年度もパネル展を 6 月 15 日から 29 日まで、本庁舎 1 階のエスカレーター横で実施予定となっております。資料の裏面にお移りいただきまして、講演会セミナーの開催についてご説明させていただきます。令和 7 年度は本課主催の講演会を 1 回実施いたしました。講演会では、「ジェンダー平等を考えよう」をテーマに、一般社団法人 GENCOURAGE 代表理事の櫻井彩乃様にご講演いただきました。令和 8 年度の講演会の内容は未定でございますが、引き続き効果的な事業が実施できるように検討しております。次にイベントブース出展による啓発活動につきましてご説明をさせていただきます。昨年度より困難な問題を抱える女性に対する支援の啓発活動として、イベントブースなどへの出展を検討し調整しておりました。令和 8 年度まだ調整中となっておりますが、7 月 4 日に明治市民センターで行われます第 58 回みんなの消費生活展くらしフェスタ In Fujisawa にブース出展することが先日決まっております。その他に、秋ごろ本庁舎にて開催される Heart-Fes への出展も予定しております。続いてインターネットによる情報発信につきまして、ジェンダー平

等・男女共同参画に関する Web 記事かがやけ地球を発行しております。令和 6 年度までは PDF データの記事をホームページに掲載する形をとっていましたが、PDF データにテキストデータが含まれておらず、インターネットでの検索に表示されないことなどの課題があったことから、令和 7 年度からホームページに直接文書を掲載する形に変更しております。令和 8 年度の 6 月号は 6 月上旬にホームページに公開を予定しておりますので、公開されましたら、委員の皆様にもご覧いただければと思います。その他の各事業について記載のとおりとなっておりますので、委員の皆様のご意見をお伺いしながら、より効果的な事業を実施していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

- 井上会長 ありがとうございます。皆さん、お聞きになっていかがでしょうか。ご意見、質問、それから要望を含めていかがでしょうか。やって欲しいと言っても、すぐにできることばかりではないというのは、分かっていますけれども、それでもアイディアを出すということは、とても重要なことですので、お気づきの点などをご発言いただきたいと思います。いかがですか。

(古田委員挙手)

- 井上会長 古田委員、お願いします。

○古田委員 古田です。2段目の藤沢市 DEI 推進会議の運営で、総合的かつ効果的な推進を図るため庁内の会議を運営するとされているのですが、各課の方が集まって、どのような内容の会議が行われているのか、庁内の話なので、私どもには、わからない部分があるので簡単に教えていただきたいです。

- 井上会長 ありがとうございます。男女共同参画という面でいうと、市は事業体としての面もありますので、今の質問はとても重要かと思っておりますのでご説明をお願いします。

○事務局(鈴木) こちらの DEI 推進会議につきましては、市長を会長、両副市長を副会長といたしまして、部長職の職員で構成する会議となっております。こちらの会議の中では、翌年度の審議会等の女性登用比率のアップに向けた取組といたしまして、市長声明で、こういった取組を行っていきますと、部長等に内容を伝えるものとなっております、そこで決まったものを、後日職員向けに発出いたしまして、私どもが推進していくという流れとなっております。

- 井上会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○古田委員 わかりました。ありがとうございます。登用率アップのその比率というのは国とか県が求めているもので、藤沢市が独自にという考えでよろしいのですね。

○事務局(鈴木) 国に報告する比率としては、国の分類における審議会等の女性登用比率というものもあるのですが、その分類に含まれない藤沢市の審議会等もあつ

たりもしますので、そういったものも含めてそれぞれ登用比率を出して、皆さんに共有をしているという状況でございます。

○古田委員 その会議の中で、例えば部長の方から、「ここは何%がいいんじゃないか」みたいなご意見は出るのですか。

○事務局(鈴木) 具体的な目標値の話は特にはありませんでしたが、登用比率は50%に近ければよいということになっておりますので、基本的には50%を目指していくという認識になっているものと考えております。

○古田委員 ありがとうございます。

○井上会長 ありがとうございます。私からも質問なのですが、今の質問は、推進会議についての質問だったと思うのですが、推進会議は、市長・副市長・部長で構成された会議体ですよ。ですが、DEI推進責任者たちが集まる実務的な会議がもう一つあるわけですよ。そちらの会議はどのような感じだったかというのを聞きたいです。DEI推進会議と実務的な会議の2つの会議体を作って、2段階で藤沢市のDEIを推進しようという体制は、とても良いと思うので、実務的な会議はどうだったのか、先ほど、とても重要なものとして審議会の女性登用比率の話がありましたけれど、それが議題として、あげるための会議がどこかであるわけですよ。なぜ、その議題が選ばれたのかという辺りも説明していただけると嬉しいです。

○事務局(鈴木) 各課のDEI推進責任者、DEI推進員が出席する会議はなく、こちらは研修になるのですけれども令和7年度の実績になりますが職員への啓発というところで、DEI責任者・DEI推進員を対象とした職員研修というものを男女平等参画講演会とあわせて実施しておりまして、その中で各推進員に対しての啓発を行っております。こちらが1つ大きい内容となっているのと、各審議会の委員の更新の時期には必ず人権男女共同平和国際課に「次はこういった形で委員の推薦を進めていきます」というような取組の内容の報告をいただいております、その都度、各課のDEI推進員とは、直接メール等での対応をさせていただいているという状況になります。

○井上会長 ありがとうございます。ここ何回か続けて、審議会委員の女性比率の問題を話題にしてきたので、良い方向に進むといいなと思っていますし、現場の人たちにとっては無理筋のお願いをされているような構造もあると思うのです。審議会はいろいろな委員会がありますから、「そんなこと言われても」という委員会もたくさんあると思うのです。そのような委員会にどのように対応していくか、難しいと思っているのは、思い込みがあるのではないかなというように現場の人たちが意見を交わしたり、事務局の皆様と意見交換をしたり、講演会の後のワークショップなどで、本音を聞き出しながら、なぜこれが必要なのかという意見交換をしたりすることが、とても重要だと思いますので、

おそらくそれが研修とプラスαでグループワークのようなワークショップされた理由だと思いますので、本当に大切にしてもらいたいなと思っています。他にはいかがでしょうか。

(伊藤委員挙手)

○井上会長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 伊藤です。市長名で発出している女性登用比率アップに向けての対応方針というのは具体的にどのようなものでしょうか。

○井上会長 いかがですか。

○事務局(鈴木) 審議会の委員構成が充て職になっているようなものもありますので、そこは充て職ではなくて、職務の緩和を積極的にやっていただくようなご案内や、事前はこちらにご相談をいただいて、女性に委員になっていただくにはどうしたらよいか、案内をしながら登用率を上げているというような状況でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。それを市長が部長の皆様にアナウンスしているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局(鈴木) まずは、市長から各部長におろしまして、その後、職員も各自のパソコンで、見られるような状況になっております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○井上会長 ありがとうございます。事業体としての市役所ということで、市役所が行っている取組が民間事業所のお手本になるといいかなと思うので、上からと下からと両方働きかけると、特に実務の人たちが一番苦勞すると思いますので、そこをどういうふうに事務局がフォローしていくかということだと思っていますので、地道にこれは頑張っていくしかないかなと思っています。他にいかがでしょうか。Webで参加の皆さんは、いかがでしょうか。何かありませんか。

(古関委員挙手)

○井上会長 古関委員、お願いします。

○古関委員 ファザーリング・ジャパンの古関です。これは質問というよりは意見ですので、今後の参考に聞いていただければと思います。国際女性デーに合わせてイベントが行われたということで、素晴らしい取組かなと思うのですが、ファザーリング・ジャパンの立場でもそうですけども、最近、国際男性デーも注目されているかなと感じております。それから、ジェンダー平等推進プランにも「男女だけでなく」と書いていただいていますので、LGBTQ というところでいくと6月にプライド月間という期間があります。イベントをたくさん実施すると大変かとは思いますが、そういったところにも取り組まれた方がより包括的に取り組まれているということになるかなと思っています。私の立場で国際男性デー

一というところで申し上げますと、国際男性デーの趣旨が、わかりやすく言うと「男性だから仕事をして稼がなきゃいけない」とか、「男性だから強くあらなければいけない」というところに対して、少し疑問を投げかけるようなメッセージが多くあります。結局、女性活躍推進や LGBTQ の権利の尊重の裏側には、どうしてもその男性側のジェンダーに対する思い込みがあって、その結果として他の男性以外の性別の方に対して、攻撃的になってしまったり、権利を毀損してしまったりということがあるというのは、皆さんよくご存知だとは思うのですけれども、そういったところをより深掘りして、メッセージ発信されるといいのかなと思います。こちらは今後の参考にしていただければと思っております。

○井上会長 ありがとうございます。今おっしゃってくださったみたいに、ジェンダー平等プランによって施策が広がる、施策自体の特徴が変わってくるというところの今が過渡期だと思うので、大変だと思いますが積極的にやっていただきたいと私も思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。もしなければ、私からもよろしいでしょうか。ふじさわ女性支援会議でも申し上げたのですけれども、4 月から選択的共同親権制度が始まっています。その他にも養育費制度が変わって、さまざまな形で離婚ないしは離婚を考えている家族・家庭に対する制度が大きく変わったところなのです。これまでももちろん離婚届は市役所で出すわけですが、それは事務的な対応ということで、むしろそうであるべき性質の仕事だったわけですが、選択的共同親権が始まったことによって、それでは済まない状況になっていると思っています。法務省等が作っているリーフレットもおそらく配られているのではないかと思いますのですけれども、それに加えて個人の協議に任せて親権を選ぶというのが、たてつけですから、協議が対等にできるのであれば、誰も苦労しないので、そうではない良い形での対応を前提とした制度なので、協議がうまくできない場合、それを望まない場合は、裁判所に行くというたてつけの法律ですので、共同親権を選択的に導入するという趣旨なので、そのところのケアや支援をどこがするかというのを空白のまま制度が始まっています。ですので、藤沢市でその対応を考えていただきいただきたいと思っています。新たに対応課を作ってほしいということではなく、今ある様々な支援の窓口などを使いながら、上手くケースに取り上げていけるような工夫が必要だと思います。先ほど申し上げたように非常にアンバランスな家庭の中で離婚が生じることが多いですので、相談してほしいと思うわけですが、これがまた離婚は難しく、離婚届を本人が取りに来ないこともありますし、提出するときも代理人である可能性もあるということも含めて、潜在的な当事者に市役所の方が会える場面はとても少ないと思うのです。ですので、さまざまな相談の中で出てきている芽をうまく結びつけるとか、市役所でももう少し工夫をしないと、当事者に出会えないということになります。すぐにこうすればいいということではないと思いますけれども、対応を考えてい

ただきたいと思っています。他自治体でもいくつか始まっていて、来庁された方にリーフレットを離婚届と同封する形でまずは渡している自治体、子どもの養育計画も必要ですので子ども関係の部署も含めて協議会のようなものを作っている自治体、裁判所とウェブで繋ぐということを考えている自治体もあったりして、これまでの戸籍実務とは全く違う発想で対応しなくてはいけないということなので手探りでやっているところだと思いますので、藤沢市もぜひ取り組んでいただきたいと思っています。今までとは発想が違うと言いましたけど、戸籍実務のところでは、DV の支援措置で相談部署と一緒に対応する場面があると思うので、いろいろな施策、いろいろな相談窓口などを民間のサービスなども含めて市としてどのように取り組んでいくかということを少し落ち着いて考える場を設けていただきたいと思っています。私からの令和 8 年度に向けてのお願いです。以上です。

(田中委員挙手)

○井上会長 田中委員、お願いします。

○田中委員 DV などの話もあるのですが、もし会議の趣旨と外れていたら申し訳ないのですが、教えていただきたいことがあります。資料5の DV 相談窓口の案内カードや DV 防止の取組、被害者支援の取組というところがありまして、何となく流れて言うと女性を想定した DV 窓口という印象を受けるのですが、そうではなくて男性で DV に遭った方への窓口があるのでしょうか。女性トイレには DV 相談窓口案内カードが置いてあるのですが、藤沢市として男性への DV 相談などが行われているかを教えていただきたいと思います。先ほどの古関さんのご発言でも気づかされたのですが、ジェンダー平等プランということなので、男性への対応についても伺いたいです。

○井上会長 いかがでしょうか。

○事務局(清水) DV 相談カードにつきましては男性が被害者になる場合の相談窓口も掲載しておりますし、男性トイレにも同じ DV 相談カードが置いてありますので、そのように対応させていただいております。以上です。

○田中委員 男性と女性とで相談窓口が違ったりするのですか。

○事務局(清水) 男性被害者の相談相談窓口が県で 2 ヶ所ございますので、それぞれ電話番号と QR コードを掲載しております。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○井上会長 ありがとうございます。他にいかがですか。

(戸島副会長挙手)

○戸島副会長 今の話に付随するのですが、「女性に対する暴力をなくす運動」の周知事業に 1、2、3 とありまして、令和 8 年度は、1、内閣府ポスターを市内各施設で掲示

と書かれています。配布物もそうなのですけれども、ポスターなどの掲示に関して、もう少し工夫することができるのではないかなと常日頃思っています。ジェンダーだけではなくて、例えば、いじめ防止ですとか、予算もあるので難しいとは思いますが、人間は、ぼーっとしたときに頭に入ってきたりするのですよね。私がふと思ったのが、電車を待っているときに目の前に書いてあったらいいなと思ったのです。でもあそこにあるのは大体が病院や歯科クリニックの宣伝が多いです。もしかしたら探せばそういうのもやられているのかもしれないのですが、そこに DV 相談やいじめ相談に関する掲示があれば、予防できる場所もあるのではないかなと感じております。そういう掲示の仕方や、カードの配布の仕方を検討して、もっと市民の方々へ周知できるような方法に関する議論は今後なされる予定はございますか。

○事務局(鈴木) なかなか宣伝広告費のようなものは難しいというのが実情なところなのですけれども、駅前の百貨店さんなどにはお願いベースで DV 相談窓口カードは置かせていただいていますので、引き続きお願いベースで継続して、広めていくというのが今後の取組になっていくかと思っております。

○戸島副会長 大変かなと思うのですが、少なくともここにいる皆さんのところでは、全面協力していただけたと思いますので、どしどしやっていただければなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○井上会長 ありがとうございます。

(高橋委員挙手)

○井上会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 先ほど井上会長から離婚のときの市としての対応のお話が出ましたが、私は、ひとり親の支援をやっておりまして、養育費をどうやって払ってもらうかなど最初に書面をしっかりと作ってもらうことが重要である等の相談や啓発活動も無料で行っています。市役所から紹介されてきたという人もそれなりの割合がいますので、いろいろな自治体と繋がっていったら良いと思っております。その場合に広報は重要でして、私の質問は、資料 5 のさまざまな啓発活動でいろいろな講演会や研修を実施していらっしゃると思うのですが、そのときに、事後アンケートなどで評価を取るようなこともされていると思うのです。それをまたより良い施策にするようにということでやってらっしゃると思うのですが、それによって施策を変えたとか、何か考えるきっかけになったとか、そういった例があれば教えていただきたいと思います。

○井上会長 いかがでしょうか。

○事務局(鈴木) そうですね。一番わかりやすいところと言いますと、講演会などが終わった後に皆さんにアンケートをとらせていただくのですが、その講演会でこういっ

たテーマの講演を聞きたいという要望が多いものになるべく選ぶようにしているというところが、一番皆さんの声が反映できるかなと思うのですが、何か事業を新しく始めるといふところまでは正直、今のところは至っていません。

○高橋委員 ありがとうございます、先ほどの広報をば一っとしているときに見られたらいいなという話でしたけれども、例えば駅で見たという人が多いというような情報が得られるようでしたら、そこで集中的に広報するというような取組もできるかとも思いますので、何かそのような評価ができるような仕組みがあるといいなと思いました。以上です。ありがとうございました。

○井上会長 折角、講演会をしたら、講演を聞きに来てくれたということだけではなく、後に繋がるような形でのアンケートのとり方を考えるといいのではないかと思います。でも、あまりたくさん質問すると嫌になってしまい、回答率が下がるなどいろいろ難しいところはありますけれど、少し見直して考えていただけるといいかなと思います。他にいかがでしょうか。

(本間委員挙手)

○井上会長 本間委員、お願いします。

○本間委員 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市基本計画の令和 8 年度予定の 3、女性が相談しやすい市役所づくりに向けた職員による企画提案の場の検討とありますが、これは女性が相談しやすい市役所を作らなくてはいけないという問題意識があって、そこに向けて職員が企画提案をするのではなくて、その場がどこになるかを検討するのを令和 8 年になさるという理解でよろしいのでしょうか。

○井上会長 事務局、お願いします。

○事務局(鈴木) ふじさわ女性支援計画の中に女性が相談しやすい市役所づくりをするということと、職員が企画提案をするような場を検討しようということが計画の中に入っておりまして、そういったことから、女性が相談しやすい市役所づくりに向けた職員による企画提案の場の検討と記載させていただいています。今年度、まだどのような形でやるかということまでは、はっきり決まってははいないのですが、就業時間の中で職員に来ていただくのか、研修のような方式で女性・男性を含めて検討をするような場を設けるのか、私たちだけではなくて窓口職場や保育職場などいろいろな職場で抱えている課題などを皆で共有して、意見交換をするような場を設けられたらということを考えております。

○本間委員 ありがとうございます。利用者さんの側から見ると、やはり市役所に相談しやすいかどうかということは、クリティカルに重要な問題で、市役所が嫌だという人は、例えば矢野さんのところに行かれたり、私どもに相談が入ったり、あるいは、星野さんのと

ころに相談が入ったりというような状況もございまして、これはものすごく大事な問題だ
と思うので、どうぞご推進のほどお願いいたします。

○井上会長 ありがとうございます。

(矢野委員挙手)

○井上会長 矢野委員、お願いします。

○矢野委員 質問させていただきたいのですけれども、昨年度、試験的に AI チャットでの
相談を藤沢市は受けていたと思うのです。それをやっているのは地域福祉推進課だっ
たかと思うのですけれども、その中での相談で例えばジェンダー平等プラン、またはふじ
さわ女性支援計画にまじわるような相談内容があったかという検証ですとか、その辺り
の共有をする機会があるのかというところを伺いたいです。また先ほど本間委員のお話
にありましたけれども、私どもコミュニティソーシャルワーカーというのは、福祉の何かし
らの資格は持っている職員が配置はされているのですけれども、DV 被害や旦那様から
のパワーハラスメントのようなものを受けている方からの相談があるのです。DV 被害の
相談窓口というのは藤沢市にもありますし、県にもありますし、そちらに相談をされた方
がプロの対応があるのではないかなとは思っているのですけれども、結構、そこには相談したけ
れどもという方が多いのですね。何故そこでうまくいかなかったかというところは、私ど
ももその場にはいないので、根本はわかりませんし、傷つけられることを相談員から言
われたという話も聞きますが、それは受け止め方もまちまちで、相談者のコンディション
もまちまちなので、何とも言えないのですけれども、こういった研修を市の正職員さんだ
けが受けられるものであると、DV 被害の相談を受ける窓口は非正規の職員さんも関わ
ることもあるかもしれませんので、ぜひフロントで相談を受ける方が研修を受けられる機
会が既にあるかもしれませんが、あるといいと思います。本当にそこは重要で、1 回嫌な
経験をしてしまうと、本来繋ぐべき機関に繋がるまでにすごく時間がかかってしまうこと
があるように感じますので、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○井上会長 ありがとうございます。事務局からコメントございますか。

○事務局(鈴木) 最初にお話いただいた藤沢市の AI チャットでの相談の件なのですが、
正確な情報を把握できていなくて、福祉の窓口と情報共有できているかという、共有
できていないような状況なのですから、もちろん DV 相談や健康相談などが入って
いるような内容のようですので、内容について確認しておきたいと思っております。あ
と、藤沢市の女性相談支援員についてですが、今、女性相談支援員は生活援護課に 3
人の非常勤職員が配置をされている状況です。女性相談支援員に対する研修につきま
しては、庁内 DV 対応ネットワーク会議というものがございまして、その委員も含め
て、県の研修なども情報提供をして出席をいただいているという状況でございます。

○井上会長 ありがとうございます。大事な話がたくさんありました。相談員の養成は課題がたくさんあると思います。現認している相談員の相談スキルアップというのもありますし、新しい相談員の養成というの、市もぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。これは計画的にやらないとできないことなので、ビジョンを持って取り組んでもらいたいと思っています。状況も変わりますので、例えば、私はDV関係の支援を行っている団体に所属していますが、困難女性の法律ができてから相談の中身がものすごく変わっていて、若年女性からの相談が増えているのです。そうすると、長年やってきた相談員(別紙3)131100_5_3_平和基金に関することの対応と寄り添い方が全然違うのです。ですので、新しい知識、スキルなど総合的に学べるような場を考えて欲しいのです。私がやっている1社ではジェンダーバイストバイオレンスの総合的な講座をやっています。それは市が相談した上でオーダーメイドの形で講演を行って、オン・ザ・ジョブ・トレーニングまで持っていけるような形で行っていますので、全部自分たちでやる必要はないのかなと思います。それともう1つ、間接的にとっても重要な芽がいっぱいあったなと思ったのは、相談の現場で出てきたことが施策にどうやって結び付いていくかということ、とても重要なのです。施策を作るのは市役所、県、国の中にいるセントラルにいる人であるわけだけれど、問題を一番肌でわかっているのは、フロントにいる人たちなので、その人たちの感じたものをどのように吸い上げて、施策に繋げていくかということで、施策の中身が決まってくると思うのです。私はそういうものをソーシャルアドボケイトと言っているのですが、個別のケースの中でエンパワーして、アドボケイトするだけではなくて、それを施策に繋げていくという、そっちの側のベクトルを市がどのくらい意識的に、制度的にないしは人的交流も含めてできるかというところで、制度の質が決まってくると思いますので、それを意識していただきたいと思います。最初に私が言った戸籍担当の話でも全く同じ問題がありますので、そこを意識してもらいたいなと思っています。例えば矢野さんのところに来た相談であれば、DV関係だとか福祉だというのがわかるのですけれど、戸籍担当でしたらわからないし、AI相談ですと、それをどこかがきちんと意識して自分たちに関係する問題だと拾い上げていく、担当に繋げていくということが必要ですよね。それをやっていただきたいと思います。それはジェンダー主流化ということだと思うのです。市役所の仕事がジェンダー構造の中で表面的にジェンダー・男女・セクシュアルマイノリティに関係するような施策ではないところで、いかにジェンダー構造で苦しんでいる人たちのニーズを吸い上げていくか、どうやって予算をつけていくかということをジェンダー主流化と言います。令和8年度からぜひ行ってほしいと思っています、これは精神論では絶対うまくいかないのです、市役所の施策の工夫が必ずあるので、その仕組みをどのようにしていくかということを、特に市役所の

皆さんは意識的に考えていただきたいなと思っています。また、この委員会でも皆さんの
お知恵をかりながら意見交換していきたいと思っています。この前の計画では、男女共
同参画からジェンダー平等へというふうに大きく計画の性質が変わったところだと思う
ので、次はジェンダー主流化ということを具体化ということを計画の中に仕組みとしてき
ちんと盛り込んでいく。文言で書くのは国も含めて 20 年前からやっているのに浸透し
てこないのは仕組みがないからなのです。そこを基礎自治体は頑張ってやる必要がある
と思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。他に、いかがでしょうか。

(土澤委員挙手)

○井上会長 土澤委員、お願いします。

○土澤委員 土澤です。女性の健康のところなのですが、無料生理用ナプキンディスペン
サー「OiTr(オイテル)」というのを令和 7 年度に実証実験という形でされています。令
和 8 年度も実証実験という形で同じ期間でやられているのですが、これは、どのような
経緯で 2 回実施されたのかお聞きしたいと思いました。あと、これは意見なのですけれ
ども、若年層の生理の貧困については、問題がかなりあるかと思うのですけれども、近
年では女性だけではなく、例えば更年期の問題とか、あとは男性も更年期というのがあ
りますので、そういったところにも目を向けて、多様な性についての健康をターゲットに
事業もやっていただけたらなと思っています。

○井上会長 いかがでしょうか。

○事務局(鈴木) こちらの無料生理用ナプキンディスペンサー「OiTr(オイテル)」ですが、
こちらは 2022 年 4 月から OiTr 社と協定を結びまして、生理用ナプキンディスペンサ
ーを無料で設置をするというような実証実験を始めております。この当初の実証実験の
期間は終了しているのですが、今のところ毎年 1 年ごとの継続というような形で置いて
おりまして、今後も実証実験という言い方がいいのかどうかというところにもなるので
すけれども、ディスペンサーは引き続き設置していきたいと考えております。あとは、夏休
みの期間に市役所の 5 階に自習スペースがございまして、そちら学生が多く使われ
ているということもございまして。あとは市民の活動スペースというような貸し会議室も
ございまして、夏の期間にはなるのですけれども、5 階女性用個室トイレに箱型のディ
スペンサーを置いて、困ったときに使っていただけるように設置しております。

○井上会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。男女共同参画・ジェンダー平等は
本施策の幅が広いので、ご議論は尽きないと思いますが、時間もございまして、お気
づきになったことはメールでお願いしたいと思っています。事務局も対応ありがとうございます。
次に議題 3、ふじさわ女性支援計画の進捗管理について事務局から説明お
願います。

○事務局(鈴木) それではふじさわ女性支援計画の進捗管理につきまして資料の 6、7、8 を使って説明をさせていただきます。資料 6 をご覧ください。こちらが進捗管理シートとなっております、上から重点目標、施策の方向性、取組の内容が記載されております。こちらの表の一番下の部分には、ジェンダー平等プランに対応する事業を記載しているような内容となっております。ふじさわ女性支援計画の取組は全部で 64 程度を予定しております、現在各課にこちらの帳票の取組実績と今後の課題について記入をお願いしている最中となっております。資料 7 が取組一覧(案)となっております、重点目標、施策の方向性とともにと組一覧をまとめている内容となっております。資料 8 は課別にまとめたものとなっております。全部で 14 課に現在作成を依頼しているという状況となっております。資料 6 に戻っていただきまして、こちらは人権男女共同平和国際課の方で現在参考記入とさせていただいているものになりますが、各課には取組実績と今後の課題ということで記入していただいています。こちらの帳票ですと、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進という取組に対しまして、「ジェンダー平等を考えよう～地域社会・職場で誰もが自分らしく生きるため～」をテーマに講演会を実施した。また市政情報を発信する際などはジェンダー平等に配慮した表現・内容に努めたというような取組実績を書いております。今後の課題といたしましては、固定的役割分担意識の解消をはじめ、ジェンダー平等について、広くそして分かりやすく市民に情報提供するには、どのように展開していけばよいか。講演会以外にも情報を発信し続ける必要があるというような課題を書かせていただいております。こういった記載に対しまして、まずは、ふじさわ女性支援会議で意見をまとめて、そのまとめた内容を追記して、第 3 回ジェンダー平等プラン推進会議で評価をして、担当課にフィードバックしていきたいと考えております。ふじさわ女性支援計画につきましては、困難を抱える女性を支援するための方向性を示すものとして策定しているという経緯がございまして、評価 A とか D とか何%とかといった数値での目標設定はしておりません。数値での評価については、ジェンダー平等プラン 2030 の進捗管理で行うものとして考えております。こちらの進捗管理の意見交換は第 3 回の会議でさせていただきますので、現状はこういった形で今進めておりますという内容となっております。進捗管理については以上となります。

○井上会長 ありがとうございます。質問、ご意見等あればお願いします。

(本間委員挙手)

○井上会長 本間委員、お願いします。

○本間委員 本間です。資料 7 の取組一覧(案)を拝見して、先ほど井上会長からもお話がありましたが、女性支援法の施行後、私どもの方でも若年女性が激増しておりまして、

若年女性というのは、若いだけではなくて、もちろん何か事情を抱えています。私どもの団体には住まいを失っている方がきます。そういう方々は大抵どこかで虐待やパワハラを受けています。典型的なのは児童虐待を受けながら、ギリギリまでで踏ん張って成人した後に逃げるような方、これは配偶者等ではないのでDVには該当しませんし、ストーカーでももちろんないですし、障がい者虐待は基本的には手帳とか通院実績などが無いとなかなか認定が得られないので、若年女性の支援はグレーゾーンの方々の支援を伴います。そういう方々を支援する場合、加害者との距離を作らなくてはいけないことがしばしばありますので、支援措置制度、住民基本台帳を本人以外に見られなくする、いわゆる住基ブロックの仕組みがものすごく重要になってくるのですが、現状の法のたてつけだと、それがなかなかふわっとしている。DV・児童虐待・ストーカーに準ずる人々に適用できるということになっているので、その準ずる人々という判断が自治体によって違ってきてしまう。そういう意味で考えると取組一覧の中に支援措置についての何かを入れていただきたい。それから市民窓口センターもここに関わっていただけると市民団体としてはだいぶ安心できます。ご検討いただけませんか。

○事務局(鈴木) 支援措置に関しましては庁内でDVネットワーク会議を組織しております。主に住基が見られる課の集まりになるのですけれども、そこで、支援措置をどうしたときにかけるとか、外すとどういった影響が出るとかというところを各課で共有しているような内容になっております。こちらのふじさわ女性支援計画の中には、支援措置の内容というのは、おっしゃるとおり今のところ記載はないのですけれども、女性支援会議では、いただいたご意見などを課題という形で共有してまいりたいと思います。また、DVネットワーク会議での話し合いの内容も、何かあれば皆様に共有していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○井上会長 ありがとうございます。法律で決まっている枠でも幅がありますので、自治体がどういう方針で、どういう実務を取ってくかというところでかなり違ってきますので、現場の状況をよく見ながら、市役所として検討していただきたいです。それは女性支援会議がいいと思います。女性支援会議から上がってきて、こちらの協議会でまたという形になるかと思います。そういうのをインプットしていただけるといいかなと思います。ありがとうございます。議題3が終わりました。用意された議題は以上となります。その他として、令和7年度第2回ふじさわ女性支援会議についてについて事務局から報告をお願いします。

○事務局(鈴木) それでは資料9、10、11、12を使って説明させていただきます。昨年度2月2日に実施しました女性支援会議の内容となっております。今年度、令和8年度

につきましても 8 月と 3 月の 2 回、現在開催を予定しておりまして、今後も女性支援会議の議事等は都度共有をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。令和 7 年度第 2 回の女性支援会議の議題は 2 つで、(1)進捗管理の方法や帳票などについてということで、先ほど皆様にも見ていただいた進捗管理シートの記載の内容等について協議を行っております。(2)情報交換事項についてということで、事前に事例共有アンケートを実施いたしまして、対応が難しかった事例や、情報交換を希望する事項等について委員の皆様で情報共有等を行っております。細かい内容などについては 10、11 の資料と議事録を添付しておりますので、こちらは後ほどご参照いただければと思います。簡単ですが、以上の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○井上会長 ありがとうございます。前年度、私は会長で高橋委員と一緒に参加していました。ふじさわ女性支援会議は新しい会議なので何をどうしていくかという可能性も含めて、みんなで話をするというタッチで始められたかなと思っています。うまくいかなかった事例を共有しようというのはその表れでありまして、どこをどういうふうにすればうまくいけるのか、自分たちが成功だと思っていることでも他から見たら失敗ということもありますので、そういうことも含めて、現場に立っている人たちが情報共有し、それを市の施策の方に届けていこうというそういう会議になるといいなと思っています。いろいろな自治体で始まっていますが、自治体ごとにバラバラで年 1 回の名刺交換の会議になっているところもあれば、2 段階構えにして実務課だけ集める小さい会議を作っているところもあったり、ケース会議みたいな形で動ける会議を作ろうとして、頓挫している自治体も知っていますけれど、DV の会議に、入れ子になってしまっていて無駄ではないかと批判にさらされているところもあったりして、たてつけが難しい会議だなというのが、私の参加した感想なのですけれども、とても重要な会議だと思いますし、親委員会との関係もとりながら、施策としては重なっていきますけれども、重なっているけれど違うところから見て進捗管理していただいたり、報告していただいたりということが大切だと思いますので、この会議でもいろいろなご意見いただければと思います。高橋委員、何かありますか。

○高橋委員 私も参加して、感じたところが市役所の中の様々な部署の方から様々な取り組みをされている話が聞けたりですとか、市役所以外の方はフロントラインで頑張ってもらってる方、こういったところが問題であるなどといった具体的なお話がしっかり聞けて良かったです。私個人として、とても印象に残っているのが、藤沢市の女性相談支援員が大変評判が良いというお褒めの言葉が出ていた事です。駄目なところだけではなく、良いところも共有できるような会議が続けていけたらいいなと感じました。以上です。

○井上会長 ありがとうございます。この会議についても厳しさを持った温かい目で見守って育てていただけるといいと思います。よろしいでしょうか。では、これで予定した内容については以上となります。その他、委員の皆様から何かございましたらお願いします。いかがでしょうか。大丈夫ですか。事務局からは何かありますでしょうか。ありがとうございました。ないようでしたら、これをもちまして閉会とさせていただきます。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。事務局にお返しします。

○事務局(高橋) 井上会長、ありがとうございました。最後に事務局から事務連絡が4点ございます。まず1点目は第2回協議会についてでございますが、10月21日(水)午後2時からを予定しております。開催日が近くなりましたら、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。2点目は本日の会議の議事録ですけれども、作成でき次第、皆様にメールで送らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。3点目ですが、今回が1期になられる委員の方々につきましては、事前に提出書類をご依頼しているところではございますが、委嘱式の前にご提出いただいた方以外でまだご提出がない方につきましては、この後事務局の方にご提出くださいますようお願いいたします。4点目は駐車券をお持ちの方は、後ほど事務局にお声掛けください。事務局からの事務連絡は以上となります。本日はお忙しい中、ありがとうございました。以上で本日の会議を終了とさせていただきます。

以 上